

知っておきたい

インターネットと

じんけん はなし 人権の話



- 1 インターネット社会の現状
- 2 インターネットの利用における問題
- 3 加害者にも被害者にもならないために
- 4 インターネットによる人権侵害への対処方法
- 5 インターネット上のトラブルについて

京 都 府

1 インターネット社会の現状

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。近年では、パソコンや従来の携帯電話に加え、スマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもから大人まで様々な人にとって身近なものになっています。



インターネットはどのように利用されているのでしょうか？

インターネットは、家庭・学校・会社などあらゆる場面で、今や私たちの生活になくてはならないほど様々な目的のために活用されています。

総務省の「平成24年通信利用動向調査」によると、家庭内での利用は、「電子メールの受発信」(63.2%)が最も多く、

次いで、「ホームページ(ウェブ)・ブログの閲覧」(62.6%)、「商品・サービスの購入・取引」(56.9%)となっています。

今後もインターネットの情報媒体としての可能性は広がり続け、皆さんの生活をますます便利なものにしていくことが予想されます。

インターネットの利用例



ホームページ(ウェブ)・
ブログの閲覧

ラジオ、テレビ番組、動画の
インターネット配信サービス

オンラインゲーム



インターネットショッピング

地図情報提供サービス



ソーシャルメディアの利用

(ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
の利用、電子掲示板(BBS)やチャットの閲覧、
書き込み等)

電子メールの送受信



インターネットを利用した在宅勤務
(テレワーク、SOHO)

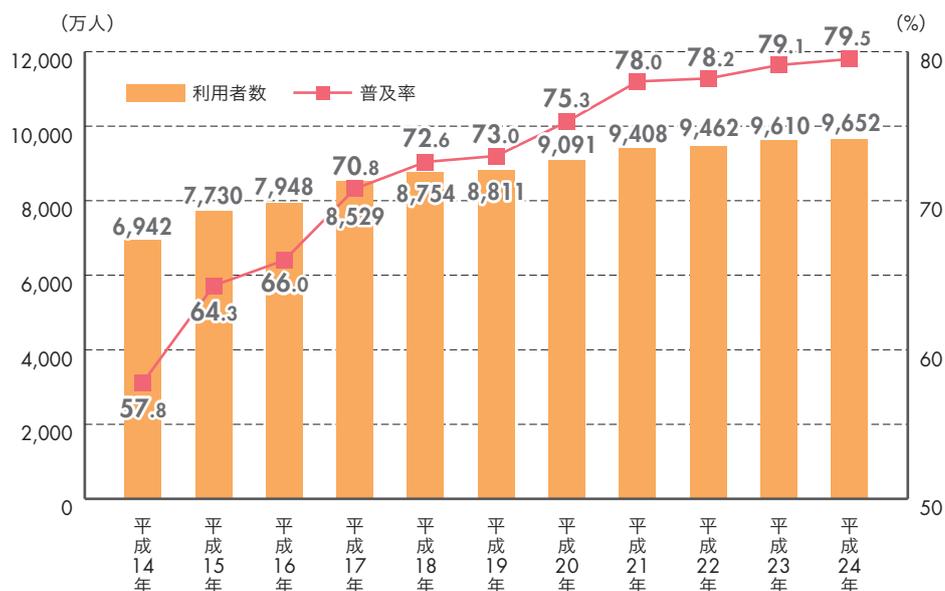
電子政府・電子自治体の利用



どれくらいの方がインターネットを利用しているのでしょうか？

● インターネット利用者数及び人口普及率の推移

(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」

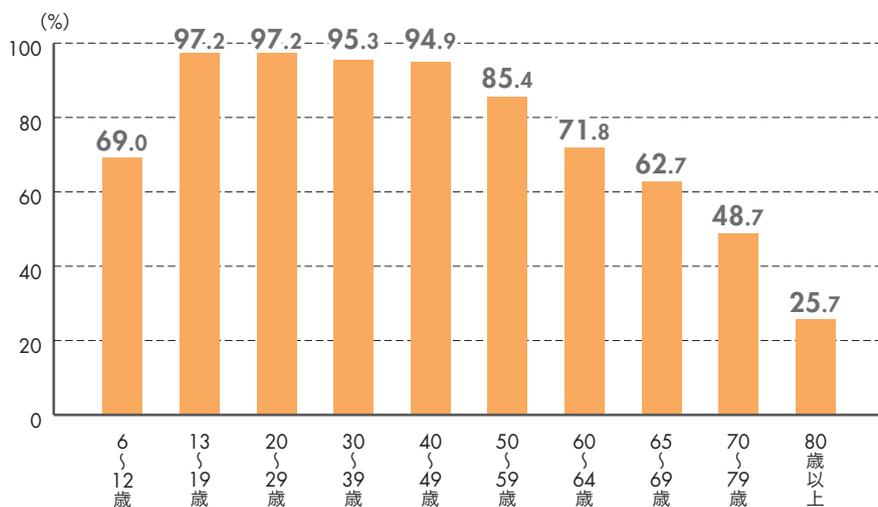


総務省の調査によると、平成24年末におけるインターネット利用者数(調査対象年齢は6歳以上)は、9,652万人で、人口普及率は79.5%となっています。

世代別のインターネット利用率はどのくらいでしょうか？

● 世代別のインターネット利用率

(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」



総務省の調査によると、平成24年末における個人の世代別インターネット利用率は、13～49歳までは9割を超えています。高齢になるほどインターネットの利用率は低下する傾向にありますが、幅広い世代にインターネットが利用されていることがわかります。

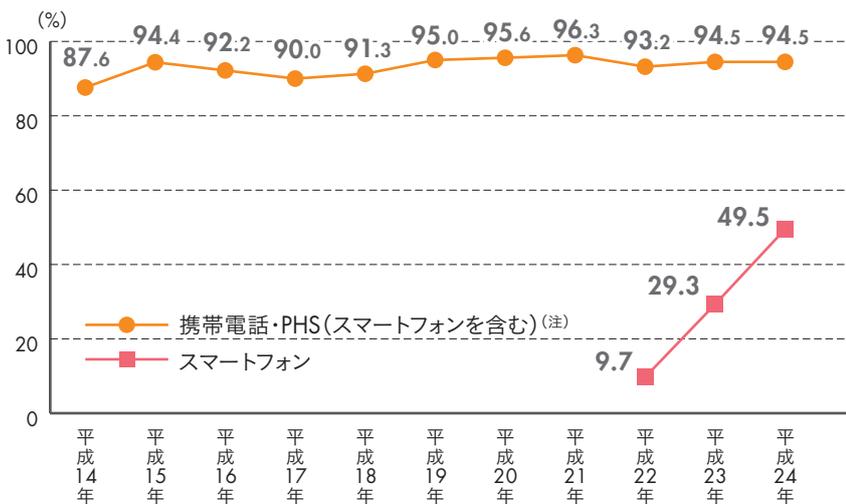


1 インターネット社会の現状

携帯電話やスマートフォンはどのくらい普及しているのでしょうか？

● 携帯電話やスマートフォンの世帯保有率

(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」



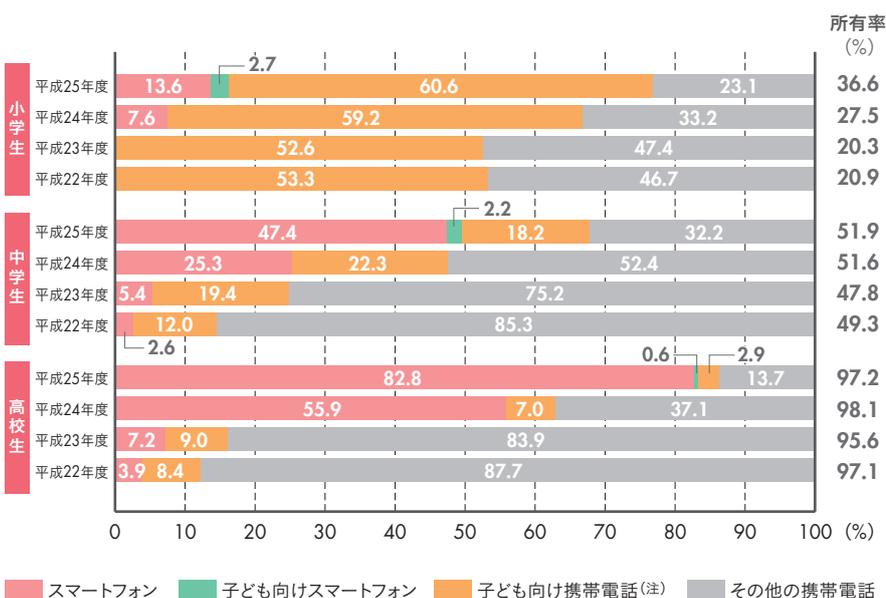
(注)「携帯電話・PHS(スマートフォンを含む)」は平成22年末以降において、スマートフォンを内数に含む。

総務省の調査によると、平成24年末における「携帯電話・PHS(スマートフォンを含む)」の世帯普及率は94.5%であり、ほぼ全ての家庭で携帯電話等が利用されていることがわかります。また、そのうち「スマートフォン(※)」の世帯普及率は49.5%(前年比20.2ポイント増)となっており、急速に普及が進んでいることがわかります。

※スマートフォン…画面に直接触れることで操作できるパソコンに近い機能を持った携帯電話。従来の携帯電話に比べて、インターネットをスムーズに利用できる。

● 青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種

(出典) 内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」



(注)平成22年度～平成24年度における「子ども向け携帯電話」は、「子ども向けスマートフォン」を含む。

また、内閣府の調査(満10歳～満17歳までの青少年を対象)によると、平成25年度には小学生の36.6%、中学生の51.9%、高校生の97.2%が携帯電話・スマートフォンを所有しており、平成23年度から平成25年度にかけて急速にスマートフォンの普及が進んでいることがわかります。

さらに、携帯電話・スマートフォンを所有する青少年のうち、小学生の44.3%、中学生の82.1%、高校生の96.7%が、携帯電話・スマートフォンでインターネットを利用していることもわかっています。

2 インターネットの利用における問題

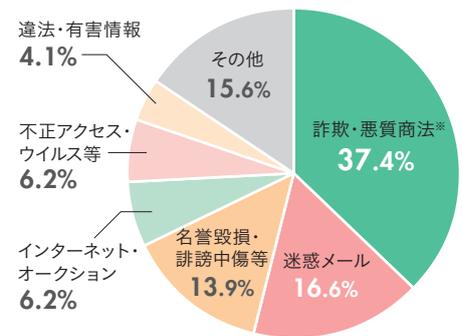
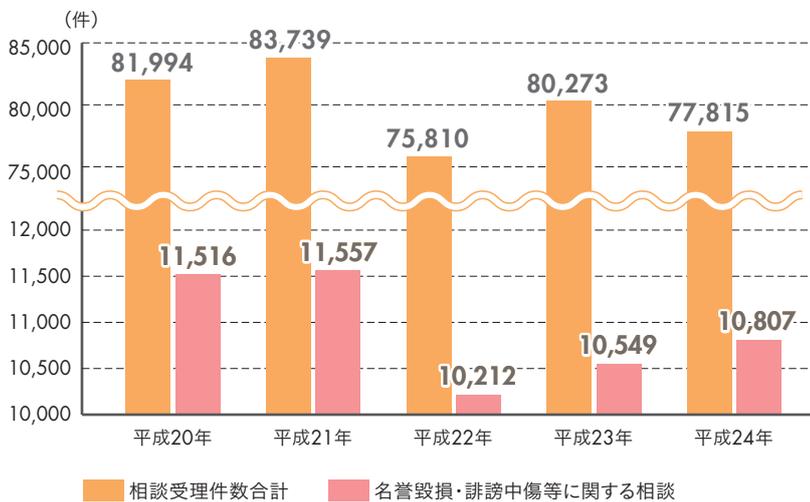
インターネットの利便性が高まり、利用者が増加し続ける一方で、インターネットに関連した人権侵害や犯罪が数多く発生しています。

平成24年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪(情報技術を利用する犯罪)等に関する相談件数は77,815件でした。



● サイバー犯罪等に関する相談受理件数の推移／相談区分の割合

(出典) 警察庁「平成24年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」



※インターネット・オークション関係を除く

相談事例

【詐欺・悪徳商法に関する相談】

- 閲覧していたサイトから、入会手続きをしていないのに、勝手に会員登録され、高額な料金を請求された!

【迷惑メールに関する相談】

- 出会い系サイトなど身に覚えのないサイトから広告メールが大量に送られてきた!

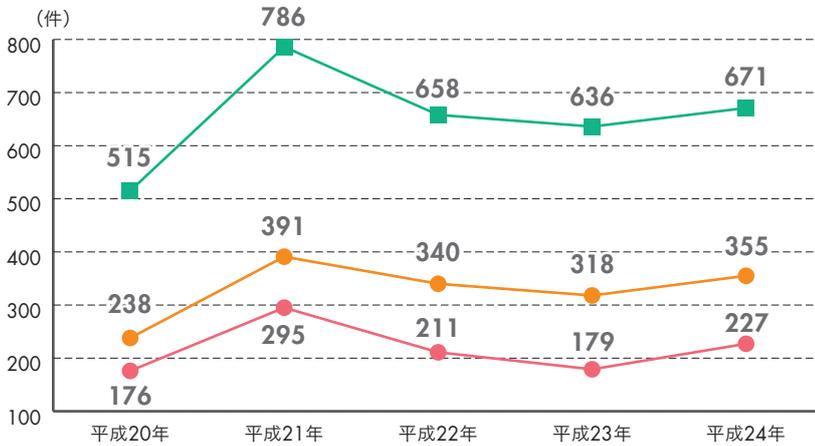
【名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談】

- インターネット掲示板に実名を出され、誹謗中傷する内容が書かれていた!
- 自分になりすまされて、事実無根の内容がインターネット上に書かれていた!

2 インターネットの利用における問題

● インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

(出典) 法務省「平成24年中の「人権侵犯事件」の状況について」



法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、高水準を維持しています。

- インターネットによる人権侵犯
- うちプライバシー侵害
- うち名誉毀損



インターネット上の人権侵害の特徴

加害の容易性	誰でも簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、コピーや画像の合成も簡単にできる。
匿名性	匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになったり、根拠がない情報が流布されやすい。また、被害者がすぐに加害者を特定することが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
被害の拡散性	いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になる。また、内容が別サイトに次々とコピー・転載され、短期間に大量のデータが世界中に広がることもある。
被害回復の困難性	情報の発信者・サイト管理者が特定できない場合が多く、削除要請が困難である。削除されない情報は半永久的に掲載され、被害を出し続ける。

問題事例

差別表現	同和地区出身者や障害のある人、外国人などに対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み。伏せ字や当て字を用いたり、用語の解説や学術的な説明を装ったものもある。
誹謗中傷	根拠の有無にかかわらず、他人の名誉を傷つけ、おとしめる書き込み。
個人情報の流出	名前・電話番号・住所・メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み。
プライバシーの侵害	他人に知られたくない写真、動画などの掲載。
児童ポルノ	児童(18歳未満)の裸の写真などの掲載。
嫌がらせメール	相手が嫌がる性的なメールなどの送受信。
ネットいじめ	学校裏サイトやブログでの悪口、SNSでの仲間外し。

インターネット上で他人の人権を侵害するとどうなるのでしょうか？

インターネット上の書き込みが悪質な場合、民法上の責任（損害賠償責任）や刑事上の責任（誹謗中傷は「名誉毀損罪」や「侮辱罪」、殺すなどの書き込みは「脅迫罪」、援助交際の相手を探す書き込みなどは「出会い系サイト規制法違反」等）に問われる場合があります。

皆さんのパソコン1台1台には「IPアドレス」という識別番

号が割り振られています。また、携帯電話・スマートフォンには識別番号があります。インターネットに接続すると記録されるので、捜査機関は発信者を特定することができます。匿名の書き込みでも、責任が生じ、悪質なものについては罪に問われることがあることを覚えておきましょう。

インターネット上の人権侵害に関する事件例

- インターネットの掲示板に飲食店を中傷する書き込みをした人に対して、裁判所が名誉毀損罪で罰金30万円を課す有罪判決を言い渡した事件（個人によるネット掲示板での書き込みも公然性があり、メディアの報道と同じ基準で名誉毀損罪を判断するとされた。）
- インターネットの掲示板に動物病院を中傷する書き込みが多数掲載され、それを放置していたことに対して、裁判所が掲示板運営者に400万円の損害賠償と名誉を毀損する書き込みの削除を命じた事件
- 有料会員に配信したメールに、数人の女性の氏名・住所・電話番号・年齢と性的な文言を記載した人に対して、裁判所が名誉毀損罪で懲役1年・執行猶予3年の判決を言い渡した事件
- 知人女性が着替えているところを盗撮した動画をアダルトサイトに投稿した人が、名誉毀損容疑で逮捕された事件
- 事件に端を発し、インターネット上で犯人捜しが行われた結果、無関係な人の実名がさらされ、その人に対する誹謗中傷などを行った人が、名誉毀損罪の疑いで書類送検された事件
- ブログに自殺した中学生を中傷する書き込みをした同級生が、侮辱の非行事実で書類送検された事件
- 出会い系サイトで知り合った女子中高生に裸の画像を送らせた人が、児童売春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕された事件



※こうした事件のほか、インターネットの掲示板に差別表現を繰り返し投稿していた社員が、掲示板の運営者の指摘で特定され、会社から処分された事例もあります。

(参考) 名誉毀損罪と侮辱罪

	名誉毀損罪	侮辱罪
根拠法	刑法230条	刑法231条
刑罰	3年以下の懲役もしくは禁錮、 又は50万円以下の罰金	拘留(1日以上30日未満) 又は科料(1,000円以上1万円未満)
概要	公然と具体的事実を摘示して 人の名誉を毀損する	公然と事実を摘示しないで 人を軽蔑・侮辱する
保護対象	社会的な信用や名誉	社会的な信用や名誉(名誉感情)

3 加害者にも被害者にも ならないために

私たちの生活を便利で快適なものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが身についていないと、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになりかねません。

忘れてはならないのは、パソコンやスマートフォンなどインターネット端末の向こう側には、私たちと同じ人間がいる

ということです。メールや掲示板などに掲載した情報は、完全に削除・回収することは困難です。何気ない書き込みが、相手を一生苦しめることにもなりかねません。

顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを常に忘れずに、インターネットを利用することが必要です。

『書き込んだ内容を判断するのは顔の见えない「読み手」!』

『書き込む内容は、世界中の人に見られている!』

『情報の信頼性を考える!』

『悪口を書き込まれても、書き込みで反撃したり、
気にし過ぎたりしない』



インターネットを正しく利用するためのチェックポイント

相手を傷つけないために



- ✓ 書き込む内容は、世界中から見られていることを認識する。
- ✓ 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない。
- ✓ 使用する言葉に注意し、暴力的な言葉は使わない。
- ✓ 他人の書き込みに便乗し、エスカレートさせる書き込みはしない。
- ✓ うわさ話は書き込まない。
- ✓ 他人の個人情報を勝手に書き込まない。
- ✓ 人が写っている写真や動画を掲載しない。
- ✓ チェーンメールを転送しない。
- ✓ 雑誌や書籍から記事や写真などを無断で転載しない。
- ✓ 他人になりすまして書き込まない。

自分自身を守るために



- ✓ 自分の個人情報を安易に書き込まない。
- ✓ 怪しいサイトには近づかない。
- ✓ IDやパスワードは書き込まない。
- ✓ 心当たりのないメールには、返信しない。
- ✓ 見覚えのないメールの添付ファイルは、開かない。
- ✓ ネットで知り合った人とは、安易に会わない。
- ✓ “無料”のうたい文句に惑わされない。
- ✓ “プレゼント”“特典”などの誘い文句に、むやみに乗らない。
- ✓ 不当な請求には、料金を払わない。
- ✓ インターネット上の情報は、すべてが正しいとは限らないと心得る。

家庭で気をつけたいこと

POINT

1

青少年には「フィルタリング」をしっかりと!

「フィルタリング」は、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組みです。携帯電話会社やパソコンメーカーなどが、青少年の年齢に適した「フィルタリング」サービスを提供していますので、犯罪やトラブルに巻き込まれないためにも、必ず利用してください。

※ 「フィルタリング」の設定は、携帯電話やスマートフォン、パソコンやタブレット端末など、対応する機種によって異なります。また、スマートフォンなどでは、無線LANの作動時に対応した「フィルタリング」ソフトが必要になる場合があります。詳しくは販売店等で相談してください。

POINT

2

家庭でのルールが被害を防ぐ!

ケータイやパソコンを四六時中手放せず、インターネットに長時間アクセスしていて、勉強や仕事がおろそかになったり、睡眠不足になるいわゆる「ネット依存」や、子どもが親に隠れてアクセスしたサイトからトラブルに巻き込まれること、メールやSNSなどインターネット上のコミュニケーションの中で行われる“ネットいじめ”などが心配されます。

こうした問題を防ぐために、保護者が子どものインターネット利用状況を確認できるようなルールを作っておくことが重要です。

〈ルールの例〉

- 困ったときはすぐに相談する。
- 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- 利用する場所や時間帯を決める。
- パスワードは保護者が管理する。
- お金がかかる場合は事前に相談する。
- 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- 知らない人のメールに返信しない。
- ルールを破ったら、一時利用禁止にする。



POINT

3

マナーを守って安全に! 周りの人のことも考えて!

携帯電話やスマートフォンを、外出先で歩きながら利用していて、他人に迷惑をかけた、思わぬ事故を引き起こすということが問題になっています。場所に応じた利用マナーを守り、周りの人のことを考えて、危険な事故をなくし、誰もが快適でいられるように心がけることが、人権を守ることに繋がっていきます。

メールを送ったり、掲示板に書き込んだりするときも、同じことが言えます。面と向かって言っていない言葉や表現は、インターネット上でも使ってはいけません。社会のルールや常識は、インターネットの世界でも有効です。

POINT

4

人と人のつながりを大切に!

インターネット上の人権侵害は、私たちの社会に暗い影を投げかけています。こうした問題をなくしていくためには、時間はかかりますが、人と人が信頼してつながり合える関係を築いていくしかありません。

保護者が子どもにきちんと向き合い、ささいなことも話し合う家庭では、“ネットいじめ”の被害が少ないことを表しているデータがあります。人と人が面と向かって話し合い、お互いを理解し、共に生きようとする立場で関係を築いていくことが必要です。

4 インターネットによる 人権侵害への対処方法

もし、自分や家族を誹謗中傷するなど、人権を侵害する書き込みを見つけたら、どのようにすればよいのでしょうか。

「プロバイダ責任制限法」(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)では、インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みなどの人権侵害を受けた場合に、プロバイダ(イ

ンターネット接続業者)やサーバ(ウェブサイト公開やメール等のサービスを提供するコンピュータ)の管理・運営者(以下「プロバイダ等」といいます)に①削除依頼や②発信者情報の開示請求などの手段を取ることができると定められています。

「早期発見・早期削除」がとても大切です。一刻も早く対処するようにしましょう。

プロバイダ等に削除依頼する手順(例)

STEP
1

問題のある書き込みのあるサイトの
トップページから利用規約のページを確認します。



STEP
2

利用規約および削除のルールについてよく読み、以下の点について
確認してください。

- ・問題の投稿は利用規約中の禁止行為に該当しているか
- ・削除依頼はどのような方法で行うか
 - ①メールやフォームからサイト運営者と削除依頼者の間で削除依頼を行うサイト
 - ②掲示板などでの公開された場所で削除依頼を行うサイト
 - ③サイト上で削除依頼を受け付けず、書面、郵送でのみ受けつけるサイト



STEP
3

削除依頼に必要な情報を確認し、STEP2の①～③のサイト種別ごと
に決められた方法で削除依頼を行います。

- ・必要な情報例
…掲示板名、URL、投稿日時、投稿番号、登録内容、削除理由



STEP
4

書面での削除依頼を行う場合、プロバイダ責任制限法に基づき、
以下の書類を運営者に送付します。

- ・侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書(登録印鑑での押印)
- ・権利を侵害されている本人または家族の身分証明書のコピー
- ・3ヶ月以内の印鑑登録証明書
 - ※様式は、次のサイトからダウンロードできます。URL: <http://www.isplaw.jp/>

注意してほしいこと

- ▲ 掲示板などの公開された場所で削除依頼を行うサイトでは、依頼した人の氏名やメールアドレスなどが掲載されてしまう場合があるので、必ずあらかじめ取得しておいた無料のメールアドレスから、ハンドルネームを使って削除依頼します。
- ▲ 削除依頼をしたことによって、一度終息していた書き込みの内容に改めて注目が集まり、結果的に議論が再燃することもあります。
- ▲ 削除される前に該当する書き込みや画像などを証拠として残しておきましょう。
(後で発信者情報の開示を請求したり、損害賠償請求を行う際に必要となることが考えられます。)
- ▲ 運営者からの連絡は基本的にないので、削除されたか確認しましょう。

(参考) プロバイダ責任制限法の概要

区分	内容	
対象となるサービス	不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信(特定電気通信)	
対象となる情報	流通することで他人の権利を侵害する情報(著作権侵害情報や名誉毀損情報等) ※ 有害情報や社会的法益を侵害する情報は本法の対象外	
規定された制度	損害賠償責任の制限(3条関係)	送信防止措置を講じなかった場合の被害者に対する損害賠償責任(1項) 送信防止措置を講じた場合の発信者に対する損害賠償責任(2項)
	発信者情報の開示請求等(4条関係)	次のいずれにも該当する場合に限り、開示請求可能 ・開示を請求する者の権利が侵害されたことが明らかなき ・発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき

法務省の人権擁護機関による対応

法務省の人権擁護機関である全国の法務局およびその支局(以下「法務局」といいます)では、プロバイダ等への発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼の方法について助言を行うなど、被害者自らが被害を回復・予防を図るための手助けをします。

このような手助けをしても被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な場合や被害者からの削除依頼にプロバイダ等が応じない場合などは、法務局が、プロバイダ等への削除の要請を行うこともあります。

平成24年に処理したインターネットを利用した人権侵犯事件671件中、法務省の人権擁護機関がプロバイダ等などに対し削除要請を行ったものは97件でした。

被害者自らが削除を求めることが困難な場合は、法務局にご相談ください。

(法務局からの削除要請は、被害者からの被害申告を受けて、被害者が受けたインターネットでの人権侵害について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害に該当する場合などに行います。)

5 インターネット上のトラブルについて

インターネット上の情報に関するトラブルや権利侵害について、相談などに応じる窓口があります。

一人で悩まず、少しでも早く問題を解決し、被害を回復できるよう、これらの窓口を活用してください。



誹謗中傷、名誉毀損、人権侵害などの
トラブルや削除の方法などについての相談は…

♥ 違法・有害情報相談センター

インターネット相談：
<http://www.ihaho.jp/>



ネット上の違法・有害情報について
通報したいときは…

♥ インターネット・ホットラインセンター

インターネット通報：
<http://www.internethotline.jp/>



ネット通販、オンラインゲーム、
出会い系サイトなどのトラブルについての相談は…

♥ 消費者ホットライン

電話相談：0570-064-370
(お近くの市町村の消費生活相談窓口へつながります。)

♥ 京都府消費生活安全センター

電話相談：075-671-0004
※平日の午前9時から午後4時まで (正午から午後1時を除く)

人権相談は…

♥ 法務省人権擁護機関 (京都地方法務局)

電話相談：0570-003-110 (みんなの人権 110番)
0570-070-810 (女性の人権ホットライン)
0120-007-110 (子どもの人権 110番)
※平日の午前8時30分から午後5時15分まで

インターネット相談：

(パソコン用) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
(携帯電話用) <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



京都府警察への相談は…

♥ 警察総合相談室

電話相談：075-414-0110 又は 短縮ダイヤル #9110
※月～金 (祝日を除く) 午前9時から午後5時45分まで

各警察署

川端警察署	075-771-0110	宇治警察署	0774-21-0110
上京警察署	075-465-0110	城陽警察署	0774-53-0110
東山警察署	075-525-0110	八幡警察署	075-981-0110
中京警察署	075-823-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下京警察署	075-352-0110	木津警察署	0774-72-0110
下鴨警察署	075-703-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
伏見警察署	075-602-0110	南丹警察署	0771-62-0110
山科警察署	075-575-0110	綾部警察署	0773-43-0110
右京警察署	075-865-0110	福知山警察署	0773-22-0110
南警察署	075-682-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
北警察署	075-493-0110	宮津警察署	0772-25-0110
西京警察署	075-391-0110	京丹後警察署	0772-62-0110
向日町警察署	075-921-0110		

♥ サイバー犯罪に関する情報提供・問い合わせ

サイバー犯罪対策課 075-451-9111 (代表)
※平日の午前9時から午後5時まで

京都府警ホームページ：
<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>



相談先がわからないときやお問い合わせは…

♥ 京都府府民生活部人権啓発推進室

電話相談：075-414-4271

平成26年3月発行

発行：京都府府民生活部人権啓発推進室
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/index.html>